

令和 6 年 第 7 回

印西市教育委員会定例会会議録

令和 6 年 7 月 1 6 日（火）

令和6年第7回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和6年7月16日(火)午前10時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

日程第 5 議案第2号

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 議案第3号

印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第4号

令和7年度使用教科用図書の採択について

日程第 8 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(4名)

	教 育 長	大 木 弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田 充 良
2 番	委 員	鈴 木 裕 枝
3 番	委 員	豊 田 光 弘

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	三 門 宜 典
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子

学 校 給 食 課 長 出 山 健 生

生 涯 学 習 課 長 飯 島 正 義

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 秋 山 和 俊
課 長 補 佐

教 育 総 務 課 清 水 純 一 郎
総 務 係 長

教 育 総 務 課 佐 々 木 洋 子
総 務 係 主 査

(10時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、ただいまより令和6年第7回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の定例会開催に当たり、鈴木委員より少し遅れると連絡が入ってございますので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しているものといたします。

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第7 議案第4号 令和7年度使用教科用図書の採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

異議なしと認めます。

それでは、日程第7 議案第4号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては、傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条の規定により、議事日程の順序を

各 委 員
教 育 長

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

(会期の決定)

教 育 長

(教育長報告)

教 育 長

変更することとし、日程第8 その他の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし

異議なしと認めますので、議事日程についてはそのようにいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、豊田委員を指名します。

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

日程第3 教育長報告を行います。

6月28日金曜日、北総教育事務所次長学校訪問が滝野中、小林小であり、同行いたしました。

29日土曜日、社会を明るくする運動青少年健全育成大会が文化ホールであり、委員の皆様と共に出席をしましてまいりました。

7月に入りまして、1日月曜日、北総教育事務所所長学校訪問が印旛中、内野小であり、同行いたしました。

同日、熱中症対策標語コンテスト表彰式が市役所であり、出席をいたしました。

2日火曜日、第2回教科用図書印旛採択地区協議会が四街道市であり、寺田職務代理と共に出席をしましてまいりました。

4日木曜日、学校・施設訪問の8回目ということで、高花小と教育センターを訪問いたしました。

同日、水球でオリンピック出場が内定した大川慶悟選手が市長表敬訪問をし、同席をいたしました。

5日金曜日、第1回図書館協議会が文化ホールであり、出席をいたしました。

同日、情報教育推進校の校内授業研究会が原山小であり、出席をいたしました。

同日午後になりますが、学校・施設訪問の9回目ということで、中央学校給食センター、中央駅前地域交流館、そうふけ公民館・図書館を訪問してまいりました。

7日日曜日、第2回イングリッシュアカデミージャンプ事前研修会が文化ホールであり、出席をいたしました。

9日火曜日、第3回市校長会議が木下小であり、出席をいたしました。

10日水曜日、市の政策調整会議が市役所でありまして、出席をいたしました。それに引き続いて、第1回総合計画策定本部会議が市役所で開

催され、出席をいたしました。

同日午後、学校・施設訪問の10回目ということで、印旛中、印旛学校給食センター、印旛歴史民俗資料館、牧の原学校給食センターを訪問してまいりました。

12日金曜日、大森小学校創立記念式典が大森小であり、出席をいたしました。

同日、第1回文化ホール運営会議が文化ホールであり、出席をいたしました。

16日火曜日、第7回教育委員会定例会が市役所で現在開催されております。

午後になりますが、第2回印教連定例常任委員会及び第2回印旛地区教育長会議が成田市であり、出席をする予定です。また、その後、教育印旛の会情報交換会が成田市であり、出席をする予定です。

行事予定に入ります。

7月17日水曜日、北総教育事務所所長学校訪問が原山中、原山小であり、同行いたします。

18日木曜日、第2回学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターであり、出席をいたします。

同日、第4回市教頭会議が中央駅前地域交流館であり、出席をする予定です。

22日月曜日、ここから夏休みになりますが、イングリッシュアカデミーホップが牧の原小であり、出席をする予定です。

23日火曜日、イングリッシュアカデミーステップが、同じ牧の原小であり、出席をする予定です。

24日水曜日、学校・施設訪問の11回目ということで、文化ホール、大森図書館、そして中央公民館を訪問する予定です。

25日木曜日、学校・施設訪問の12回目となりますが、木下交流の杜歴史資料センター、小林公民館、そして本埜図書館を訪問する予定です。

27日土曜日、印西市家庭教育学級教育講演会が文化ホールであり、出席をする予定です。

30日火曜日、いじめ問題対策連絡協議会が市役所であり、出席する予定です。

8月に入りまして、4日日曜日、印西市青少年相談員連絡協議会「ふれあいDAYキャンプ」が平岡少年自然の家であり、出席する予定です。

同日、印西市邦楽邦舞協会の第12回邦楽と邦舞の公演が文化ホールであり、出席をする予定です。

9日金曜日、第8回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございますが、ご質問ございますでしょうか。

各 委 員

なし

教 育 長	ありがとうございました。 以上で報告を終わります。 それでは、ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いをいたします。よろしくお願いいたします。
職 務 代 理 者 (議案第1号)	それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。
職 務 代 理 者	日程第4 議案第1号 印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 学校給食課長。
学校給食課長	議案第1号 印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について。 印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則を次のように制定する。 令和6年7月16日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 ご説明いたします。 審議資料1の1ページをご覧ください。 初めに、制定の要旨につきましては、令和6年第2回印西市議会定例会において、印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例が可決しましたので、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。 次に、2、条文の内容につきましては、第1条は学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の施行に関し必要な事項を、第2条は保護者からの学校給食申出書及び学校給食申出事項変更届出書の提出について、第3条は学校給食実施予定の報告等について、第4条は学校給食予定献立表の配付等について、第5条は給食業務の休業日について、第6条は給食業務の停止について、第7条は学校給食の休止等について、第8条は学校給食費の額について、第9条は納付の方法について、第10条は学校給食費の免除・減額等について、第11条は学校給食費の還付及び充当について、第12条はこの規則の委任について、それぞれ規定するものでございます。 施行期日等でございますが、この規則は令和6年9月1日から施行し、同日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用するものでございます。 審議資料1の2ページ、1の3ページにつきましては、印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例でございます。 説明は以上でございます。
職 務 代 理 者	これから質疑を行います。質疑はございませんか。

豊田委員	豊田委員。 それでは、2点ほどお伺いします。 まず、規則の10条関係で学校給食費の減免についてでございますが、現在の減免を実施している児童数等、お分かりになりましたら、お教えいただければと思います。
職務代理者 学校給食課長	学校給食課長。 現在、令和6年度予算ベースで把握している人数について申し上げますが、合計で約376人を減免の対象者と見込んでおります。 以上でございます。
職務代理者 豊田委員	豊田委員。 あともう1点でございますけれども、条例が可決されまして、今年の9月1日から施行されるということでございますが、8月末現在で給食費が未納の方への今後の徴収というのは、どんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。
職務代理者 学校給食課長	学校給食課長。 まず、この9月から無償化となりますが、それ以前の学校給食費につきましては、無償化の対象にはなりません。こちらについては、引き続き納付について、相手方等への連絡あるいは納付のお知らせ等をしまして、徴収に努めてまいりたいと考えております。 以上です。
職務代理者 豊田委員	豊田委員。 それと関連しまして、他市等の規則等を拝見いたしますと、納付者につきましては、例えば延滞金の規定を定めている自治体もあるように見受けられますが、今回の改正に伴って、その辺は何かお考えがございますでしょうか。
職務代理者 学校給食課長	学校給食課長。 実際に、全ての児童・生徒の学校給食費が、原則、実質無償となります。そうしますと、未納による延滞損害金等の発生が考えにくいということもございまして、延滞金の規定は設けないことといたしました。
豊田委員	ありがとうございます。 以上でございます。
職務代理者 各委員 職務代理者	ほかに質疑はありませんか。 なし 質疑なしと認めます。 議案第1号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第1号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各委員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理者

日程第5 議案第2号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校給食課長。

学校給食課長

議案第2号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年7月16日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

審議資料2の1ページをお願いいたします。

まず、改正の要旨は、学校給食の規定を削除することに伴い、目次、章名、削除した規定に基づく様式を削るものでございます。

改正の理由につきましては、印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定に伴い、規定を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、3の施行期日、経過措置につきましては、(1)と(2)に記載のとおりでございます。

4、新旧対照表でございます。こちらにつきましては、まず表の右側、旧のほうをお願いいたします。

1行目から8行目の附則までが目次でございまして、このたびの改正で、この目次を削ります。次に、章の名称ですが、9行目の第1章総則と11行目の第2章学校給食を削ります。次に、第3条から第10条までの規定は、条の繰り上げは行わず、削除といたしました。そのため、左側の新につきましては、第3条、削除、第4条、削除のとおり、各条において、削除として、改正後の規則では、このような形で形骸を残す表記といたしました。

次に、旧の表をご覧ください。ページは審議資料2の3でございます。

こちら章の名称で、第3章事務組織、第4章運営委員会、第5章雑則の各章の名称を削ります。最後に、第3条から第10条までの規定を削除することに伴い、別記の第2号様式、第3号様式、第4号様式を削るものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

豊田委員。

豊田委員

今回の改正につきまして、削除して条を残すということですが、これは他の規則で、例えばこの規則の条項を引用しているから残すということでしょうか。

職務代理者 学校給食課長	学校給食課長。 先ほど委員がおっしゃったとおり、こちらは第3条から第10条までの旧の規定でございますが、先ほどの第1号議案の印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の中に、その規定を移すといえますか、その規定を設けたところでございます。 以上です。
職務代理者 豊田委員	豊田委員。 そういうことではなくて、この削除した条文については、先ほどの第1号議案の規則の中に盛り込まれているということですよ。
学校給食課長 豊田委員	はい、そうです。 そして、今回、この改正に伴って、第3条から第10条までは、削るのではなくて削除なので、条文はそのまま残るということですよ。
学校給食課長 豊田委員	はい、そのとおりです。 ここに残った条文は、繰上げや繰下げをしないから、他の規則などに影響はない。運用に問題がないように削除としたということでよろしいですよ。
職務代理者 学校給食課長 豊田委員 職務代理者	学校給食課長。 そのとおりでございます。 分かりました。ありがとうございました。 以上でよろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。
各委員 職務代理者	なし 質疑なしと認めます。 議案第2号について採決をいたします。 お諮りいたします。
各委員 職務代理者	議案第2号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
(議案第3号) 職務代理者	議案第3号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 学務課長。
学務課長	議案第3号 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について。 印西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。 令和6年7月16日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。

職務代理者
各委員
職務代理者

各委員
職務代理者

(その他)
職務代理者

教育総務課長

職務代理者
学務課長

それでは、ご説明いたします。

議案第3号の審議資料をご覧ください。

まず、1の改正の要旨についてです。印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の施行に伴い、学校給食費に係る就学奨励費の支給方法を、保護者の指定する預金口座へ振り込む方法から学校給食課へ直接支払う方法に変更するものでございます。

4の新旧対照表をご覧ください。

第10条中の第2項を第3項とし、第3項の前に第2項として、「学校給食費に係る就学奨励費の支給は、学校給食課に直接支払うものとする。」を加えます。

次に、2の改正の理由についてです。特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく、保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領の改正に伴い、規則中の別記第2号様式を改正するものでございます。

審議資料3の3ページをご覧ください。

改正箇所は、調書右側の需要額等欄中の教育扶助基準欄に、教材代の項目を追加して、左から基準額、教材代、学校給食費、通学費の順に改正となっております。また、生活扶助基準欄に、障害者／母子加算額の項目を追加しております。

なお、施行期日は、令和6年9月1日でございます。

説明は以上になります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第3号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、議事日程の順序に変更がありますので、日程第7 議案第4号については、日程第8 その他の後に行うことにいたします。

日程第8 その他について何かございますか。

教育総務課長。

教育総務課からは、議会報告でございます。

令和6年第2回市議会定例会の一般質問の内容を配付させていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

学務課長。

続いて、学務課からです。印西市学区外就学・区域外就学事務取扱要

職 務 代 理 者
学校給食課長

領の一部改正についてです。

昨年度、通学区域審議会の答申を受け、草深蛭沼、天王前地区の指定校を西の原小学校、西の原中学校から高花小学校、船穂中学校へ変更したことに伴い、要領3ページの別表1、学区外就学許可基準にあります1、特定地域選択制の対象地区が増えることになりましたので、ご報告いたします。

要領5ページの2.地区の表中、上から3つ目の下線のところになります。

なお、この要領は、令和6年8月1日から施行し、令和7年度以降に係る申請から適用することといたします。

説明は以上でございます。

学校給食課長。

学校給食課からは、印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱の廃止についてご説明をいたします。

第2回市議会定例会において、印西市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例が可決されました。これにより、令和6年9月1日からは、学校給食費の無償化を実施することとなりますので、こちらの要綱を廃止するものでございます。

説明は以上です。

職 務 代 理 者
生涯学習課長

生涯学習課長。

生涯学習課でございます。

生涯学習課からは3点、ご報告をさせていただきます。

まず、1点目、印西市青少年相談員連絡協議会主催によります「ふれあいDAYキャンプ」でございます。お手元の資料をご覧ください。

実施日は8月4日日曜日、10時から16時、平岡少年自然の家において実施されます。定員は80名、対象は市内在住の小学4年生から6年生でございます。DAYキャンプでは、アルファ化米を活用した手作りカレーのほか、ポップコーンやかき氷などを作り、子どもたちが体験活動を踏まえながら楽しめるイベントとして企画されております。参加費は1,000円でございます。

なお、参加者募集は終了しておりますが、定員80名のところ200名の応募がございまして、多くの参加希望がございました。これらを踏まえ、生涯学習課といたしましては、青少年相談員連絡協議会と、今後の事業展開について話し合っていきたいと考えております。

2点目でございます。企画展「香取秀真展」でございます。お配りしておりますチラシをご覧ください。8月8日木曜日から25日日曜日までの間、印西市文化ホール多目的室及び市民作品展示コーナーにおいて、企画展「印波之人 香取秀真 近代鑄金の父」を開催いたします。

香取秀真は当市の出身であり、我が国の近代工芸に大きな影響を与えた鑄金作家・歌人でございます。今年は生誕150年、没後70年ござい

ます。展示作品につきましては、東京藝術大学、千葉県立美術館、佐倉市立美術館、船穂小学校及び市内の個人所有の方々にご協力をいただきまして、鑄金作品、写真、書簡等を含め約50点展示いたします。

チラシ裏面の左下をご覧ください。

記念講演会でございます。8月10日土曜日、10時から、郷土史研究家の板倉三郎氏による記念講演会を行います。この講演会には、教育委員の皆様にもご出席いただきたいと考えております。次回の定例会におきまして、出欠を確認させていただければと思っております。

続きまして、チラシ右側の企画展ギャラリートークでございます。当市の学芸員によります展示解説を、8月11日日曜日と17日土曜日に行います。

それから、チラシの左の下にあります、ワークショップでございます。こちらは、型となるものを持参して型を取り、型から石膏チョークを作るワークショップを考えております。

印西の偉人の企画展につきましては、多くの皆様にご来場いただけるよう、今後とも周知してまいりたいと考えております。

最後に3点目でございます。令和6年度市指定無形民俗文化財「別所の獅子舞」公開事業でございます。日程につきましては、令和6年8月24日土曜日、別所の地藏寺で行われます。教育委員会からの出席につきましては、大木教育長、寺田教育長職務代理者にご出席をお願いしたいと考えております。出席の時間につきましては、午後4時から6時までを考えております。

ご報告は以上でございます。

ほかに何かございますか。

なし

よろしいでしょうか。

豊田委員。

給食費の完全無償化の関係でございますけれども、今回、条例が可決されたということで、規則の制定や改廃が本日、議題になっておりますけれども、施行にあたりまして、9月までに改正する規則や規程はございますでしょうか。これで給食費の無償化をスタートできる形になるのでしょうか。

学校給食課長。

規則等に関しては、今後、制定や改廃するようなものではありません。本日、ご報告しました補助金交付要綱の廃止については、この後、廃止の手続をしてまいります。

豊田委員。

市のホームページや議会ホームページで拝見したんですけれども、文教福祉常任委員会におきまして、他市に就学されている児童さんですとか、特別支援学校に通われている方など、そういったお子さんの給食費

職務代理者
各 委 員
職務代理者

豊 田 委 員

職務代理者
学校給食課長

職務代理者
豊 田 委 員

	の補償等を検討されたらどうかというご意見も出ていたと思います。今後、そういった研究などは進めていかれるのでしょうか。
職務代理者 学校給食課長	学校給食課長。 そういった情報につきましては、今後、他市の状況や先進市の事例の聞き取り等をしてまいりたいと考えております。
職務代理者 教育部長	教育部長。 今回、9月1日からの無償化ということで、公立の小学校・中学校の児童・生徒への無償化の条例を新規制定させていただいております。 そのほか、いろいろと無償化に向けての問題点は出てくるかと思えますので、それにつきましては、今後とも他市の状況を確認しながら、規則や要綱等も検討していかなければいけないというふうには考えております。
職務代理者 豊田委員	豊田委員。 ありがとうございます。 あまり不公平感がないように、どうかその辺を研究していただいて進めていただければと、個人的に考えております。よろしくお願いいたします。
職務代理者 豊田委員 職務代理者 鈴木委員	よろしいですか。 はい。 鈴木委員。 生涯学習課にお尋ねいたします。 ふれあいDAYキャンプですけれども、先ほどのお話で、80名の定員のところに200名の応募があったということですけれども、やはり市内の児童数も増えておりますので次年度、例えば開催を2回に分けるですとかそういった形で、なるべく多くの児童が参加できるようなことは検討されていますでしょうか。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 委員のおっしゃるとおり、今回、多くの応募をいただいております。子どもたちも増えております。子どもたちがこういう集団生活ですとか、自然に触れるような機会というのは、なかなか今少なくなっていると考えておりますので、より多くの子どもたちに、そういう機会を与えられるよう、今後、いろいろ検討していきたいと考えております。 以上でございます。
職務代理者 鈴木委員	鈴木委員。 ぜひ、多くの児童が参加できるようにお願いしたいと思います。 それから、一部耳に入った情報ですけれども、やはりお子様方には、DAYキャンプではなくて、泊まりでやりたいという意見もちらほら聞こえてまいりました。例えばテントを立てるときですとか、1泊することによって学ぶことの量が増えますので、そういった機会を提供するというのも、今後お考えかをお尋ねします。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

このふれあいDAYキャンプについては、コロナ前は1泊で行ってありました。コロナの感染状況もあるとは思いますが、宿泊についても、主催の青少年相談員連絡協議会と話し合いをしていきたいと考えております。

鈴木委員
職務代理者

分かりました。

よろしいですか。

これでその他を終わります。

進行は一度、教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、事務局から、次回の教育委員会会議の開催日等について、連絡がございます。よろしくお願いいたします。

教育総務課長

次回、令和6年第8回印西市教育委員会定例会は、8月9日金曜日午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

次回、8月9日金曜日午後2時からということで、皆さんよろしくお願いいたします。

(非公開会議の開始)

教 育 長

それでは、これより、非公開とした議題の審議を開始いたします。

大変申し訳ありません。傍聴の方、ご退席をお願いいたします。

それでは、寺田教育長職務代理者、議事進行をお願いいたします。

〔非公開により省略〕

職務代理者

それでは、私の議事進行はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、全て終わりましたが、何かありますでしょうか。

各 委 員

なし

(閉議の宣告)

教 育 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和6年第7回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(11時00分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月16日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 豊 田 光 弘